| | | |
|---|---|---|
| ナイジェリア連邦共和国 | 平成十二年十月二日 | 平成十三年二月二日 |
| キプロス共和国 | 平成十三年七月十一日 | 平成十三年十一月十一日 |
| タジキスタン共和国 | 平成十三年七月十八日 | 平成十三年十一月十八日 |
| ドミニカ共和国 | 平成十四年五月十五日 | 平成十四年九月十五日 |
| ブルンジ共和国 | 平成十四年六月五日 | 平成十四年十月五日 |
| キルギス共和国 | 平成十四年十一月十二日 | 平成十五年三月十二日 |
| ジブチ共和国 | 平成十四年十一月二十二日 | 平成十五年三月二十二日 |
| リベリア共和国 | 平成十五年七月二日 | 平成十五年十一月二日 |
| マーシャル諸島共和国 | 平成十六年七月十三日 | 平成十六年十一月十三日 |
| スーダン共和国 | 平成十七年一月七日 | 平成十七年五月七日 |
| アンティグア・バーブーダ | 平成十七年六月二日 | 平成十七年十月二日 |
| カーボヴェルデ共和国 | 平成十七年七月十八日 | 平成十七年十一月十八日 |
| ルワンダ共和国 | 平成十七年十二月一日 | 平成十八年四月一日 |
| バルバドス | 平成十七年十二月十二日 | 平成十八年四月十二日 |
| イエメン共和国 | 平成十九年十月八日 | 平成二十年二月八日 |
| トルクメニスタン | 平成二十一年三月三日 | 平成二十一年七月三日 |
| グレナダ | 平成二十四年五月二十二日 | 平成二十四年九月二十二日 |
| ジンバブエ共和国 | 平成二十五年一月三日 | 平成二十五年五月三日 |
| スワジランド王国 | 平成二十五年二月十五日 | 平成二十五年六月十五日 |
| オマーン国 | 平成二十五年四月十九日 | 平成二十五年八月十九日 |

平成二十七年九月八日

外務大臣　岸田　文雄

**○文部科学省告示第百五十号**

重要無形文化財人形浄瑠璃文楽太夫の保持者尾崎忠男（竹本源大夫）（平成十九年文部科学省告示第百二十三号）は、平成二十七年七月二十日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月八日

文部科学大臣　下村　博文

**○厚生労働省告示第三百六十五号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十六条第一項の規定により、次のように同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項第一号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 名称 | 住所 | 法人代表者名 | 事務所の名称 | 事務所の所在地 | 型式検定を行うことができる機械等の種類 | 登録年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公益社団法人産業安全技術協会 | 埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号 | 永石　治喜 | 本部 | 埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号 | 電動ファン付き呼吸用保護具 | 平成二十六年十二月一日 |

**○厚生労働省告示第三百六十六号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関及び同法第四十一条第二項の登録性能検査機関について、同法第四十六条第四項第二号及び第三号（同法第五十三条の三において準用する場合を含む。）に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の第一種圧力容器に係る登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

| 名称 | 変更前の事務所の名称 | 変更前の事務所の所在地 | 変更後の事務所の名称 | 変更後の事務所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 | 埼玉事務所 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町一番二号 | 埼玉事務所 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町一番二号 | 平成二十七年三月二十日 |
| | | | 千葉事務所 | 千葉県千葉市中央区新町十八番十号 | |
| | | | 東京事務所 | 東京都江東区亀戸一丁目二十八番六号 | |

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

| 名称 | 事務所の名称 | 変更前の事務所の所在地 | 変更後の事務所の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 中部ボイラ検査事務所 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目十六番二十号 | 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二十一号 | 平成二十七年三月二日 |

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のエレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

| 名称 | 住所 | 変更前の代表者の氏名 | 変更後の代表者の氏名 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| セイフティエンジニアリング株式会社 | 東京都港区芝浦四丁目五番九号 | 望月　武 | 藤田　宏 | 平成二十七年一月三十日 |